

荒川将来像計画 地区別計画 【墨田区】

荒川の将来を考える協議会



NEXT ARAKAWA

2025 年●月●日

まえがき

区内を流れる荒川の下流部は、明治末期の２度の大洪水を契機として洪水からまちを守るために作られた人工の放水路ですが、完成して約 100 年経った現在では人工のものとは思えないほど、一つの風景としてすっかり地域に定着し親しまれています。

この荒川（荒川の下流部分）を巡っては、生物多様性の要所となり、身近な自然とのふれあいをもたらし、心豊かで快適な暮らしに欠かせない場、また、イベント・スポーツ・レクリエーションを楽しめる場、さらには、地震時の資材輸送路や物資搬入の場として、多様な機能が求められています。

「荒川将来像計画」は荒川下流部の河川環境の整備と保全について、「荒川の荒川らしさとは何か」という視点から、様々な意見を幅広く聴き、荒川の将来の姿を提示したものです。「荒川将来像計画」は荒川の下流部全体を対象に目指すべき川づくりを示す「全体構想書」と、今後概ね 20～30 年に実施する具体的な取組をまとめた「推進計画」及び沿川自治体ごとに実施する具体的な取組事項等をまとめた「地区別計画」の３部構成となっています。これらの計画は、平成 8(1996)年に「荒川将来像計画全体構想書 1996（以降、全体構想書 1996）」及び「荒川将来像計画地区計画書（以降、地区計画書）」が策定されました。その後「荒川将来像計画 2010 推進計画（以降、2010 推進計画）」及び「荒川将来像計画 2010 地区別計画（以降、2010 地区別計画）」が策定され、沿川住民等の協力を基に、「荒川将来像計画」の実現に取り組んで参りました。

この度、「全体構想書 1996」の策定から約 25 年、「2010 推進計画」、「2010 地区別計画」の策定から約 10 年が経過したことから、社会情勢の変化やこれまでの取組状況等を考慮し、「全体構想書 1996」、「2010 推進計画」、「2010 地区別計画」を改定する運びとなりました。

本「荒川将来像計画地区別計画（令和 7(2025)年○月策定、以降、地区別計画）」は、「全体構想書 1996」及び「2010 推進計画」が「荒川将来像計画全体構想書（令和 6(2024)年 1 月策定、以降、全体構想書）」及び「荒川将来像計画推進計画（令和 6(2024)年 1 月策定、以降、推進計画）」として改定されたことを踏まえ、荒川下流部の沿川自治体（江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市及び戸田市）が沿川住民等と協働で川づくりを行うための具体的な取組事項等をそれぞれ取りまとめたものです。

なお、地区別計画は、荒川下流部の沿川自治体と当該区間を管理している国土交通省荒川下流河川事務所で構成される「荒川の将来を考える協議会」により検討し、あらゆる

人の意見を踏まえ、沿川自治体が主体となって策定したものです。

荒川の将来を考える協議会

墨田区長

国土交通省荒川下流河川事務所長

荒川将来像計画地区別計画〔墨田区編〕（改定案）目次

1. 地区別計画とは	1-1
1.1. 地区別計画の位置づけ	1-1
1.2. 荒川将来像計画における川づくりの理念	1-3
1.2.1. “健康・Well-Being な川づくり”を目指して	1-3
1.2.2. 流域治水(River Basin Disaster Resilience and Sustainability by All!)	1-5
1.3. 検討体制	1-6
2. 荒川の川づくりの考え方	2-1
2.1. まちづくりの中での荒川の役割	2-1
2.2. すみだ荒川づくりの基本方針	2-2
2.2.1. 基本方針	2-2
2.3. 土地利用計画	2-3
2.4. ブロック別計画	2-4
2.4.1. 現況土地利用	2-4
2.4.2. ブロック区分	2-5
2.4.3. ブロック別計画	2-8
3. 荒川の維持・管理の考え方	3-1
3.1. 基本的な考え方	3-1
3.1.1. 維持・管理の検討背景	3-1
3.1.2. 維持・管理上の課題	3-2
3.1.3. 維持・管理の手法	3-2
3.2. 行政と沿川住民等の役割	3-3
3.2.1. 河川管理者（荒川下流河川事務所）が行う維持管理	3-3
3.2.2. 沿川自治体が行う維持管理	3-4
3.2.3. 沿川住民等が行う維持管理	3-4
3.2.4. 協働で行う維持管理	3-5
3.3. 河川敷の占用状況	3-6
3.4. 沿川住民等が自らできる川づくり支援の仕組み	3-8
4. 地区別計画の実施	4-1
4.1. 推進の仕組み	4-1
4.2. 地区別計画の周知	4-1
4.3. 地区別計画のフォローアップ	4-1
4.4. 地区別計画の変更プロセス	4-2

1. 地区別計画とは

第1章では、地区別計画の位置づけ、理念、検討体制など、地区別計画のあらましを示します。

1.1. 地区別計画の位置づけ

荒川将来像計画は、河川法等現行法制度の中で明確に位置づけられているものではありませんが、「荒川水系河川整備基本方針」、「荒川水系河川整備計画」、「荒川水系河川環境管理基本計画」における荒川下流部の河川環境の整備と保全に関する事項を具体化したものです。

今後、沿川自治体・国土交通省荒川下流河川事務所では将来像計画の主旨を踏まえて荒川の整備や維持管理を実施していきます。

地区別計画は、「推進計画」の改定を受け、荒川下流部の沿川自治体が主体となって、それぞれの地区における今後概ね20～30年間の川づくりの取組と今後の維持・管理の方針を取りまとめたものです。

本計画では、これまでの河川整備・保全の成果・効果を継続的に発現するための取組と沿川住民等との協働による河川管理を進めていくことを記載しています。

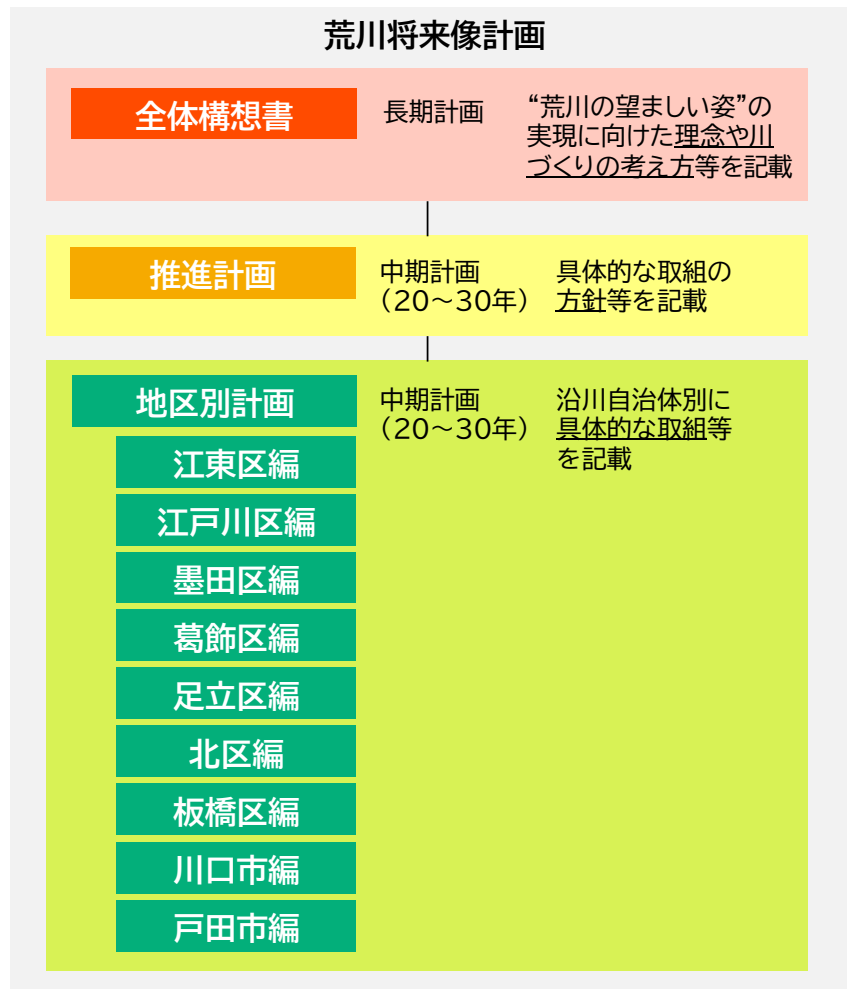


図 1-1 地区別計画の位置づけ

1.2. 荒川将来像計画における川づくりの理念

放水路の完成により沿川の治水に対する安全性が高まり、東京近郊の都市化が急速に進むとともに、荒川下流部の河川敷においてもグラウンドや公園としての利用が進みました。しかし、平成に入ると、大都市東京の中を流れる荒川放水路の水辺は、南関東の平野部における「身近でまとまった自然が残る水辺環境」としての希少性が注目され始め、「貴重な動植物や汽水域の環境を保全したい」という流域内外の住民の方々からの積極的な声が聞かれるようになりました。

一方で、令和元年東日本台風では、荒川下流部においては、大きな被害は生じなかったものの、洪水の恐ろしさを再認識することとなりました。

現在では、洪水の脅威からまちを守るとともに、スポーツ、散策、釣りなど人との関わりによる利用環境の場や動植物が生息、生育する自然環境の場等、荒川下流部のもつ多様な価値に目が向けられています。

荒川将来像計画では、このような経緯を踏まえて、「川づくりの理念」を設定しています。

1.2.1. “健康・Well-Being な川づくり” を目指して

「全体構想書」では、荒川が培ってきた多様な機能や価値をより一層発展させ、治水、利水、利用環境、自然環境のバランスの取れた荒川を創り上げていくために、“健康・Well-Being な川づくり” をテーマとし、荒川と荒川に関わる「まち」と「ひと」が共に健康・Well-Being な状態に変容していくことを目指していきます。

荒川下流部は、荒川及び隅田川沿江市街地を洪水被害から人命と財産を守ることを最優先とした人工放水路ですが、通水以来 100 年に及ぶ時間の中で、現在では、洪水の脅威からまちを守るだけでなく、スポーツ、散策、釣りなど人との関わりによる利用環境の場や、動植物が生息、生育、繁殖する自然環境の場など多様な機能が求められ、「放水路」から「川らしい水辺」に変容しています。

また、荒川下流部では、住民、企業、行政と連携し、にぎわい、美しい景観、豊かな自然環境を備えた水辺空間をまちづくりと一体となって創出を目指していきます。

「地区別計画」では、荒川下流グリーンインフラを含めた川づくりを通じて、全体構想書に示す理念に基づき、次の観点で“健康・Well-Being な川づくり” を目指していきます。

●多くの生き物を育む荒川

(取組内容)

荒川下流部の自然環境のあるべき姿や維持管理の考え方を整理して、既存の自然地の保全や新たな自然地の創出・再生をしていきます。

●河川空間の節度ある利用ができる荒川

(取組内容)

河川敷は多種多様な利用がされている状況の中、利用にあたってのマナーが悪い例やトラブルが発生しているため、必要最低限のルールを作成するとともに、あらゆる人が気持ちよく過ごすことのできる水辺空間や雰囲気づくりを進めていきます。

また、多くの利用者のニーズに応えるためには、ある一定のバランスの取れた河川敷利用を進めていく必要があり、河川敷利用におけるエリア別活用法を示していき、多様な利用スペースの拡充を図っていきます。

●安心して快適な暮らしができる安全な荒川

(取組内容)

水害から沿川住民等の生命と財産を守る治水事業を推進するとともに、流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を進めていきます。

また、平常時より非常時を意識し、地震時を対象にした「防災施設活用計画」等を参考にしながら、救援活動や災害復旧活動、一時避難場所等に河川敷や河川を円滑に活用できる取組のほか、輸送路としての緊急用河川敷道路、緊急用船着場（リバーステーション）を確保し、リスクマネジメントを実施していきます。

●あらゆる人が川と触れ合い、あらゆる人がくつろげる荒川

(取組内容)

荒川下流部の現状の管理水準を維持しながら、自然環境の保全や適正な河川敷利用を実施していくため、沿川住民等と協働しつつ自らできる河川管理の取組を推進します。

●きれいで豊かな水が流れる荒川

(取組内容)

荒川本川の水質向上を目指し、あらゆる人が安全に親しめる水辺を創出していきます。

1.2.2. 流域治水(River Basin Disaster Resilience and Sustainability by All!)

流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

水災害対策のみならずグリーンインフラも含めた様々なプロジェクトを流域に関わるあらゆる関係者が協働して取り組む考え方は、荒川将来像計画の理念“健康・Well-Beingな川づくり”にも通ずるものがあるため、「流域治水」の考え方も取り入れ、あらゆる人が川に親しみ、川への理解を醸成し、川を守り育てるという姿勢で取り組みます。

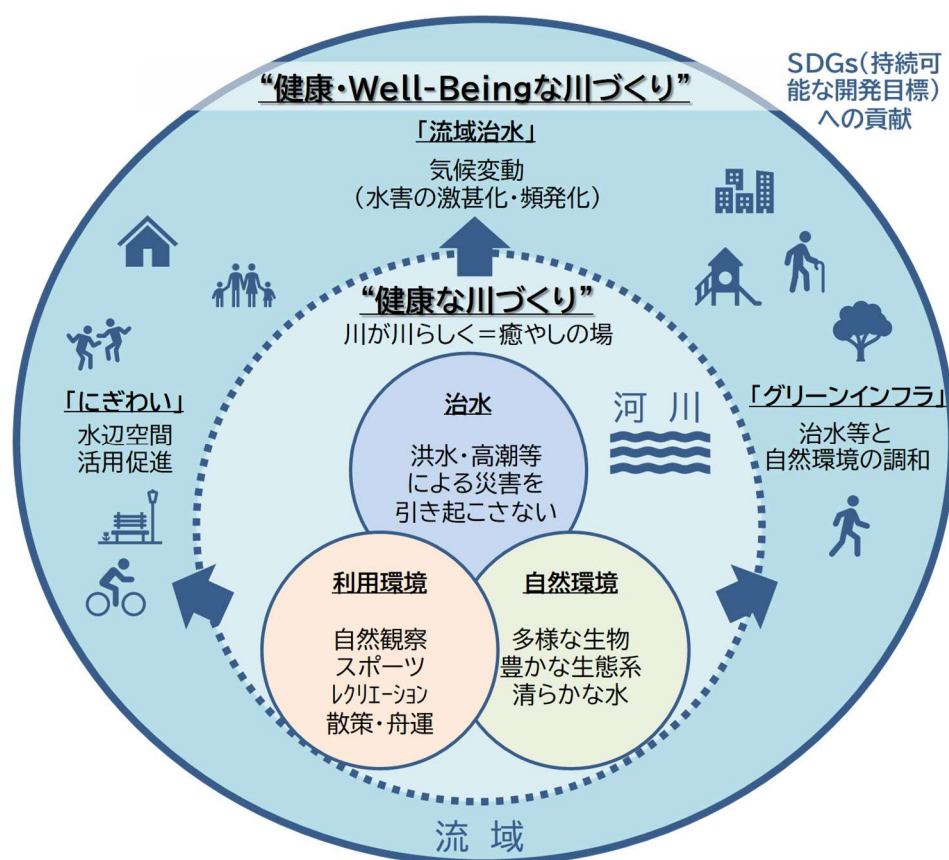


図 1-2 “健康な川づくり” から “健康・Well-Being な川づくり” へ

1.3. 検討体制

地区別計画は、沿川自治体及び荒川下流河川事務所により原案を作成したうえで、パブリックコメント・学識経験者からの助言、主たる占有者や沿川自治体からの意見聴取結果に基づき策定や改定を行います。

地区別計画策定後は、ブロックごとの取組内容の進捗状況の把握や、河川敷の利用状況等を把握するため、定期的にフォローアップを実施し、必要に応じて内容の見直しを図ります。

なお、地区別計画のフォローアップ結果に応じて、今後の対応等を継続的に検討するものとします。

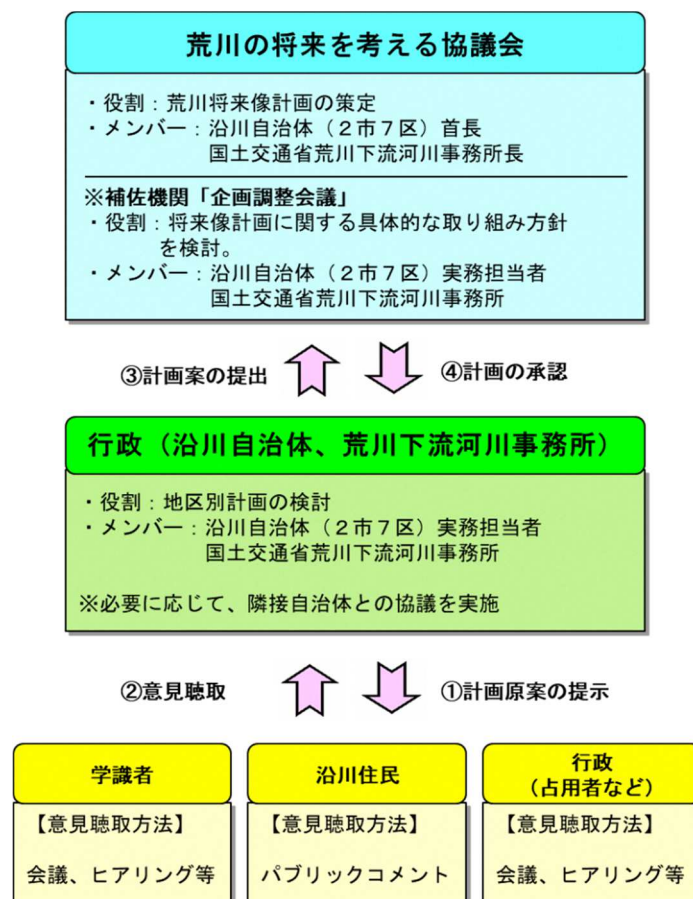


図 1-3 地区別計画の検討体制

2. 荒川の川づくりの考え方

地区別計画は、「荒川将来像計画」の策定からこれまでの整備の進捗状況、成果や課題を明らかにしたうえで、今後の望ましい姿をブロック別計画として示すものです。第2章では、今後概ね20～30年後の荒川下流部全体の望ましい姿を実現するための方針や土地利用計画、ブロック別の具体的な取組の内容を示します。

2.1. まちづくりの中での荒川の役割

墨田区には、荒川、隅田川という大きな河川があると同時に、大横川、竪川などの中小河川が縦横に流れています。その中でも荒川は、区の面積13.77平方キロメートルの約1割を占めている大きな河川です。現在では、この広い敷地を利用して、八広水辺公園等の自然地や、野球場等のレクリエーション施設などがあり、区内外を問わず、様々な人に親しまれています。また、災害時には、広域避難場所としても指定されているため、貴重なオープンスペースとして様々な活用がされています。

水と緑に親しみ、うるおいとやすらぎが実感できる空間をつくる（墨田区基本計画）

墨田区基本計画では、河川の親水テラスの整備や公園の再整備を行うとともに区民との協働により公園の質を向上させ、区民や来街者がうるおいとやすらぎを感じられる空間をつくることとしています。

荒川河川敷一帯の豊かな水辺空間においては、都市の中の貴重な自然空間であり、区民や来街者がうるおいとやすらぎを感じられる一要素となっています。

防災機能を確保する空間として（墨田区地域防災計画）

荒川河川敷が持つ広大なオープンスペースを生かし、災害時における避難場所として墨田区地域防災計画の中で位置づけられています。また、災害からの復旧時にがれき仮置場として活用することも墨田区地域防災計画では想定しています。

また、荒川の持つ防災機能を発揮するために、墨田緊急用船着場（国管理）が設置されています。

スポーツ・レクリエーションの拠点として（都市計画マスタープラン）

墨田区の北部地域は密集した市街地となっており、このような地域性の中で荒川河川敷は、区内最大の貴重なオープンスペースです。このことから、都市計画マスタープランでは、荒川河川敷を区民の文化・スポーツの拠点として位置づけています。

2.2. すみだ荒川づくりの基本方針

2.2.1. 基本方針

適切な利用と快適に楽しめる「荒川」をつくる

多様な顔を持つ荒川ですが、区の最上位計画である基本計画における役割を重視して、これから20～30年間ににおける荒川づくりの基本方針を「適切な利用と快適に楽しめる「荒川」をつくる」としました。

墨田区の荒川河川敷については、利用施設と自然地で約9割が構成されています。

特に墨田区の多くの運動施設が荒川河川敷に設置されていることから、運動施設利用者の多くが荒川を訪れているとともに、まとまった広さの自然地がバランスよく配置されており、緑豊かな水辺空間となっています。

荒川においては、利用施設の整備要望もある一方で貴重な緑地帯でもあることから、今後も適切な利用をしていくとともに、快適に楽しめるよう利用地と自然地が調和した「荒川」をつくります。

2.3. 土地利用計画

荒川将来像計画では、荒川下流部の面的な利用状況を区分するため、河川敷の土地利用を以下に示す6つに分類することとしております。

また、推進計画においては、現状の河川敷利用状況を踏まえながら、今後概ね20～30年後の荒川下流部全体の望ましい姿を想定し、河川敷を流下方向に主に自然地の適切な維持管理を前提として保全を図っていく「自然系ゾーン」、主にスポーツグラウンドや公園・緑地等の適切な利用を図っていく「利用系ゾーン」の2つに大別して、緩やかな土地利用誘導を図っていくこととされています。

地区別計画では、このゾーニングに基づき、現状の利用状況や沿川住民等の意見を踏まえ、以下に示す区分に従って水際を含むゾーニング内部の詳細な土地利用区分を設定します。また、土地利用計画の実施にあたっては、必要に応じて河川敷が隣接する若しくは対岸の自治体間での連携に留意することも検討します。

表 2-1 荒川将来像計画におけるゾーニングと土地利用区分の考え方

推進計画 ゾーニング	地区別計画で 設定する土地利用区分		新しい区分		
			目的	利用例	
自然系ゾーン	自然 地	自然保全地	現存する自然環境を保全する （荒川の川らしい姿を形成するための 整備・維持管理を実施）	モニタリング調査	
		自然利用地	市民が自然環境に親しむ （誰もが身近に触れ合える自然地と して整備・維持管理を実施）	自然体験活動、自然観察、釣 り、散策、サイクリング、草 摘み、虫取り	
	利用 地	多目的地	多目的に利用 （誰もが多目的に利用できる場とし て、自然度を向上させるような整 備・維持管理を実施）	散策、サイクリング、ピク ニック、球技以外のスポーツ などを含む誰もが自由に出入 りできる緑地・公園・休憩施 設等	
		ゴルフ場	ゴルフに利用 （市民への敷地開放に向けた自然度 の向上を検討）	ゴルフ	
		土砂仮置場	治水整備に伴う土砂の仮置場として 利用する （仮置場として利用しない場合は、 自然度の高い場所として維持管理を 実施）	河川工事の施行用地	
		利用施設	グラウンド （各種競技 場）	ゴルフ以外の特定のスポーツを行う （芝生化など、自然度向上に向けた 検討を実施）	野球、サッカー、テニス、 ゲートボール、陸上競技等
			その他	スポーツ以外の特定の目的で使用	利便施設（休憩施設、ベン チ・四阿（あずまや）、トイ レ、駐車場）、船着場、緊急 用河川敷道路等

2.4. ブロック別計画

川づくりの基本方針及び土地利用計画を受けて、地先の特性に応じ、ブロック別に区分し、整備の考え方を示します。

2.4.1. 現況土地利用

墨田区の荒川河川敷は、河口から 6.9km～10.4km に位置しており、その低水路幅は約 200m です。河川敷の面積は、約 36ha であり、その内訳は自然地・干潟が約 13ha、グラウンドや公園・緑地等の多目的地・利用施設が約 19ha、土砂仮置場が約 3ha となります。利用地の詳細としては野球場 13 面、サッカー場 4 面、その他に多目的競技場があります（令和 4 年時点）。河川敷のうち、グラウンドを含む約 10ha は荒川四ツ木橋緑地として公園告示しています。

表 2-2 現況土地利用
(令和 4 年度時点)

土地利用項目	面積
自然地	6.7ha
干潟(自然地)	6.6ha
多目的地	1.1ha
ゴルフ場	0.0ha
利用施設	18.8ha
土砂仮置場	2.5ha

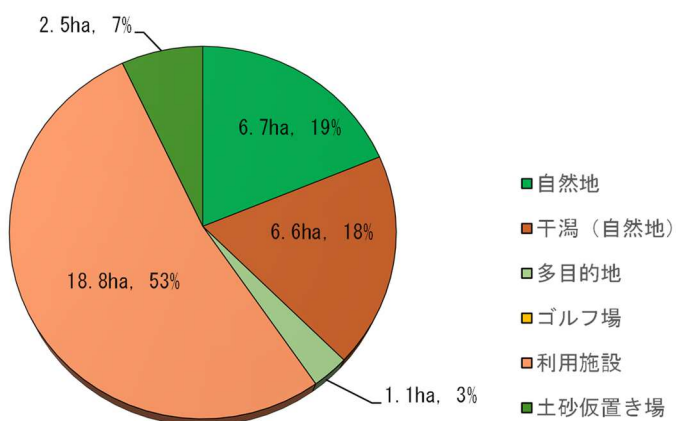


図 2-1 現況土地利用（令和 4 年度時点）



2.4.2. ブロック区分

墨田区都市計画マスタープランでは、都市づくりを進めていくにあたり、地域特性を踏まえたエリアを設定するとともに、都市機能を適切に配置する拠点や都市軸を設定しています。

地区別計画策定にあたっても、この考え方を踏まえ、文化・スポーツ拠点としての荒川河川敷を目指すとともに、前地区別計画と同様に八広・東墨田ブロックと墨田ブロックの2つのブロックに区分し、それぞれの特性に合わせた整備を進めていきます。

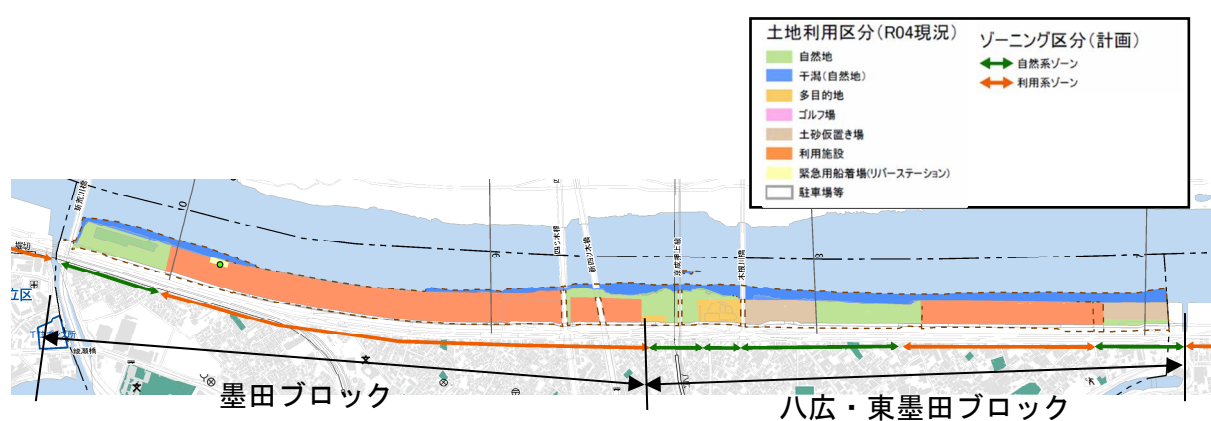


図 2-2 荒川のブロック区分

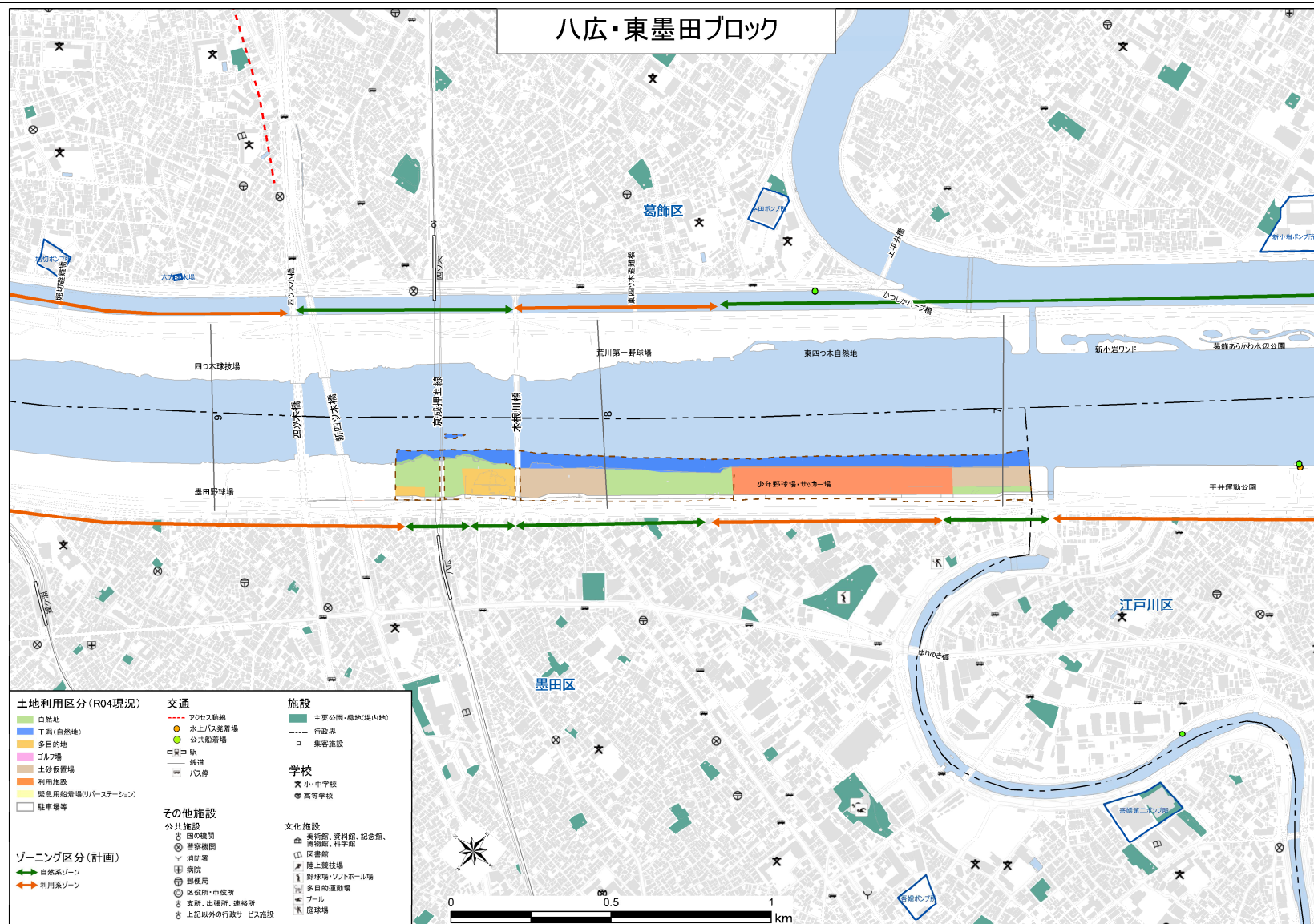


図 2-3 現況の土地利用区分図 (八広・東墨田ブロック)

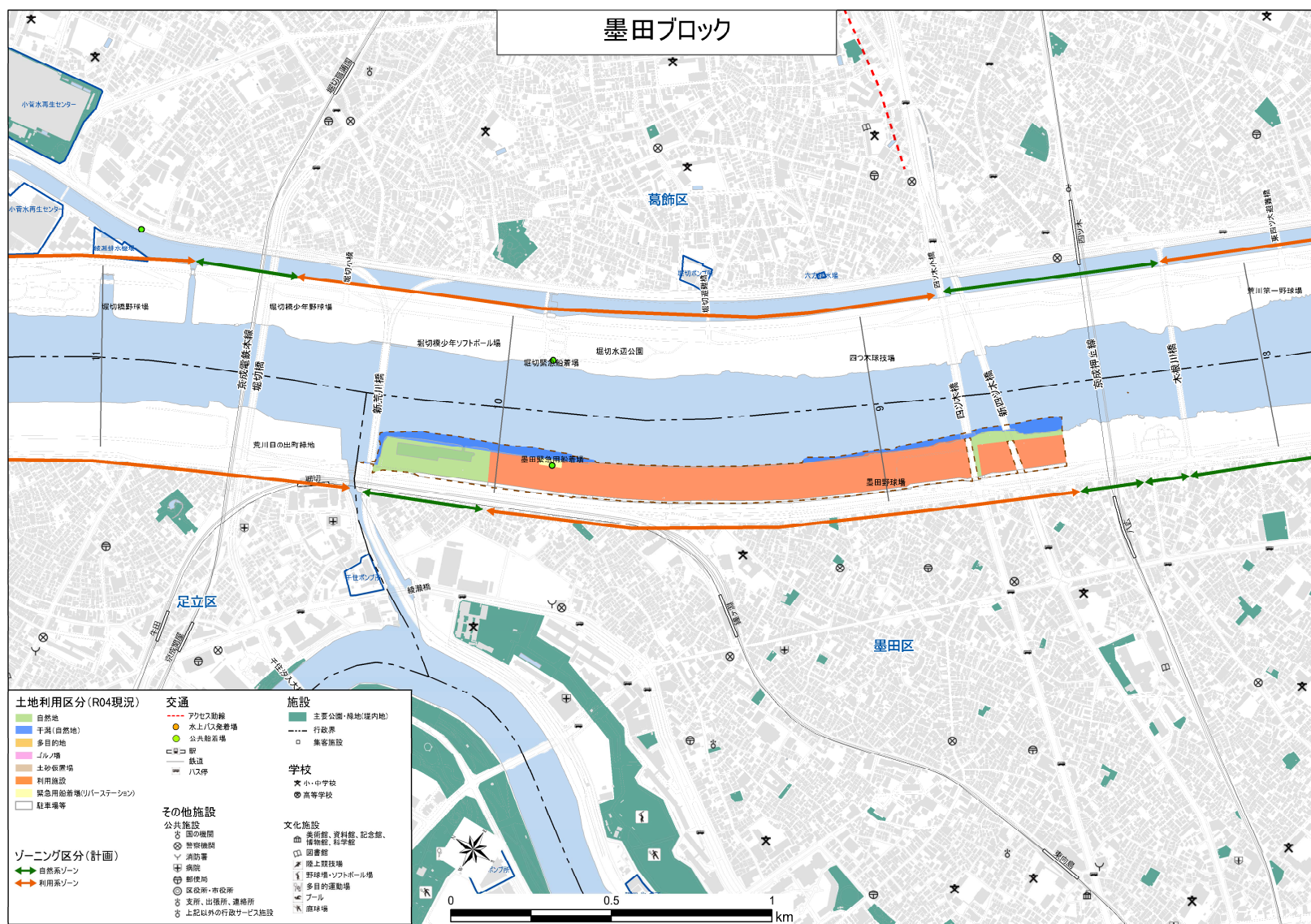


図 2-4 現況の土地利用区分図 (墨田ブロック)

2.4.3. ブロック別計画

(1) 八広・東墨田ブロック

1) ブロックの概況

- ・ 本ブロックは、区の北東端に位置し、下流部で木下川排水機場を経て旧中川、江戸川区と接しています。
- ・ 荒川へのアプローチは、八広駅が近接しており、他に四ツ木橋、新四ツ木橋及び木根川橋からとなりますが、いずれも河川敷へは、交通量の多い堤防上の道路を横断しなければなりません。
- ・ 堤内地は小規模の工場、倉庫等が混在した住宅密集地で、八広地区は準工業地域、東墨田地区は工業地域となっています。
- ・ 河川敷は、京成押上線を境に、上流は野球場及び広場として利用されており、下流は自然地、野球場及びサッカー場となっています。
- ・ 木根川橋下流は、自然地が連続しています。
- ・ 木下川排水機場周辺では、少年野球場及び少年サッカー場が設置されています。
- ・ 震災時に荒川を復旧資材や救援物資の輸送路として確保するため、堤防脇に緊急用河川敷道路が整備され、普段は散歩やジョギング、サイクリングなどに活用されています。

2) これまでの成果

- ・ 木根川橋付近自然地を八広水辺公園として公園的整備ゾーンと自然的ゾーンに分けて整備をしました。
- ・ 河川敷利用のため駐車場、野球場、ゲートボール場、多目的グラウンド、広場、トイレ、水飲み場及び日除けの整備が進められました。
- ・ 防災の観点では、震災時に荒川を復旧資材や救援物資の輸送路として確保するため、堤防脇に緊急用河川敷道路を整備しました。普段は散歩やジョギング、サイクリングなどに活用されています。
- ・ 防災緊急情報ネットワークの整備の一環として、全エリアにわたって河川敷に光ファイバーが敷設されました。
- ・ 堤防の整備では、耐震性向上及び緩傾斜化を行いました。



八広・東墨田ブロック付近の荒川（7.25k～9.0k）

3) 今後の取組課題

- ・ 利用施設の要望があった場合、荒川下流河川事務所による河川改修計画や推進計画における「ゾーニング・土地利用区分を見直す場合の考え方」を踏まえながら最適な配置について検討します。
- ・ 緊急用河川敷道路内を高速走行する自転車による事故が発生しています。荒川河川敷利用ルールを周知し、マナーや意識の向上を図っていきます。

4) ブロック別計画

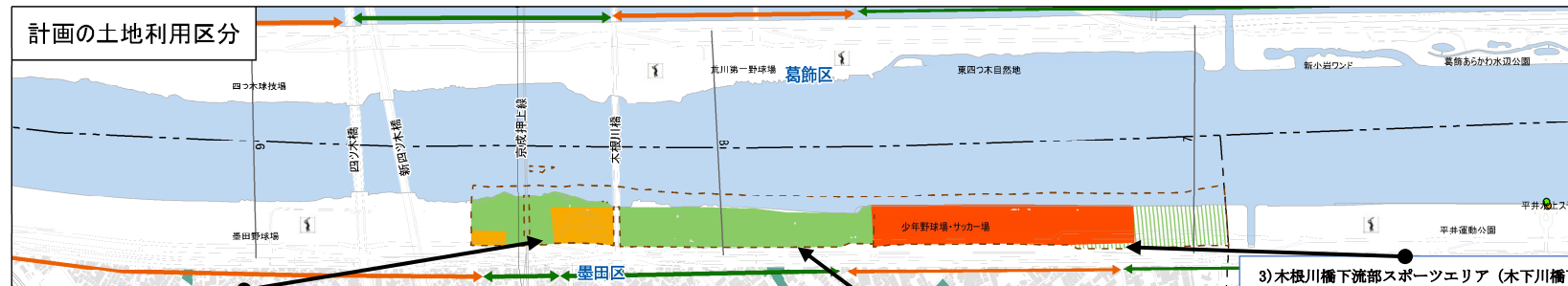
<ブロックの目標・整備方針>

- ・ 木根川橋の上流約 300m の区間は、現況の自然系と利用系の混在したゾーンとして今後も適切な利用と維持管理を行います。
- ・ 木根川橋の下流約 500m の区間は、自然保全地とします。
- ・ 木根川橋下流の自然地から更に下流部については、スポーツグラウンド利用のための整備ゾーンとし、利用施設の充実とともに景観的にも良好な水辺らしい自然度を高める整備を図ります。

<ブロックの取組内容>

- ① 木根川橋自然保全エリア(京成押上線より上流へ約 100m、下流へ約 200m の区間)
 - ・ ヨシ原が分布し、多様な生物の生息地となっており、これらの保護及び保全を図り、遠くから観察することを基本とした「木根川橋自然保全エリア」とします。
 - ・ 多様な水生動物が生息できる自然環境を保全します。
 - ・ 木根川橋上流に整備された八広水辺公園については、利用者が快適に過ごせるよう適切に維持管理していきます。
- ② 木根川橋下流部自然保全エリア（木根川橋から下流へ約 500m）
 - ・ 自然保全地としてヨシ原の保全及び再生を目指します。
- ③ 木根川橋下流部スポーツエリア（木下川橋下流部自然保全エリアの境から下流へ約 800m）
 - ・ 既存のスポーツ施設の利用度が高いエリアとなっており、スポーツ活動の拠点とした「木根川下流スポーツエリア」とします。

八広・東墨田ブロック



- 1) 木根川橋自然保全エリア**（京成押上線より上流へ約 100m、下流へ約 200m の区間）
- 土地利用区分
 - ・土地利用区分は自然利用地とします。
 - 整備内容
 - ・多様な水生動物が生息できる自然環境を保全します。

- 2) 木根川橋下流部自然保全エリア**（木根川橋から下流へ約 500m）
- 土地利用区分
 - ・土地利用区分は自然保全地とします。
 - 整備内容
 - ・ヨシ原の保全と再生を目指します。

- 3) 木根川橋下流部スポーツエリア**（木下川橋下流部自然保全エリアの境から下流へ約 800m）
- 土地利用区分
 - ・土地利用区分は自然利用地とします。
 - 整備内容
 - ・従来どおりスポーツ系の利用を基本とし、トイレ、水飲み等の施設の充実を図るとともに、自然地の境界に緩衝帯エリアを設けるなど自然地の向上に配慮した整備を行います。

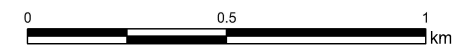
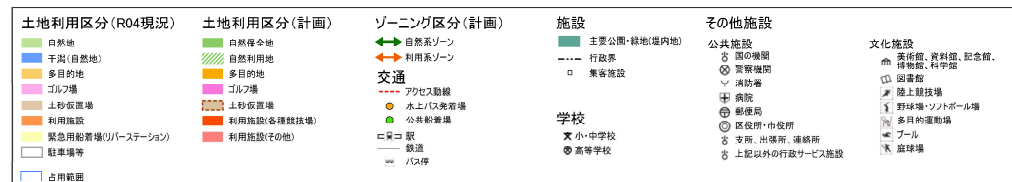
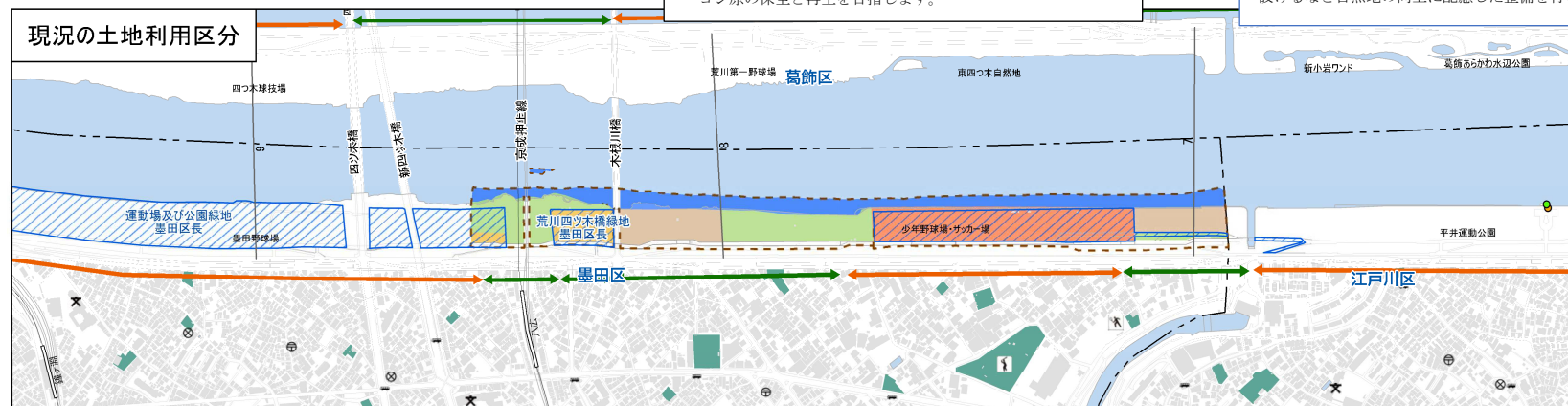


図 2-5 地区別計画の土地利用計画図

八広・東墨田ブロック

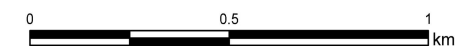
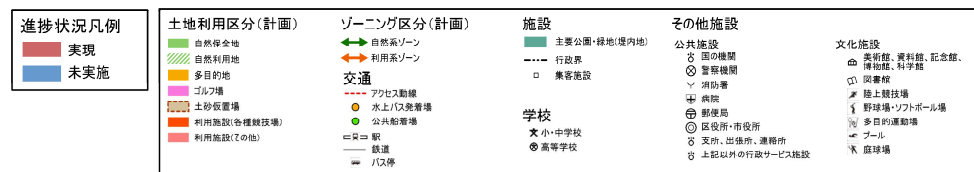
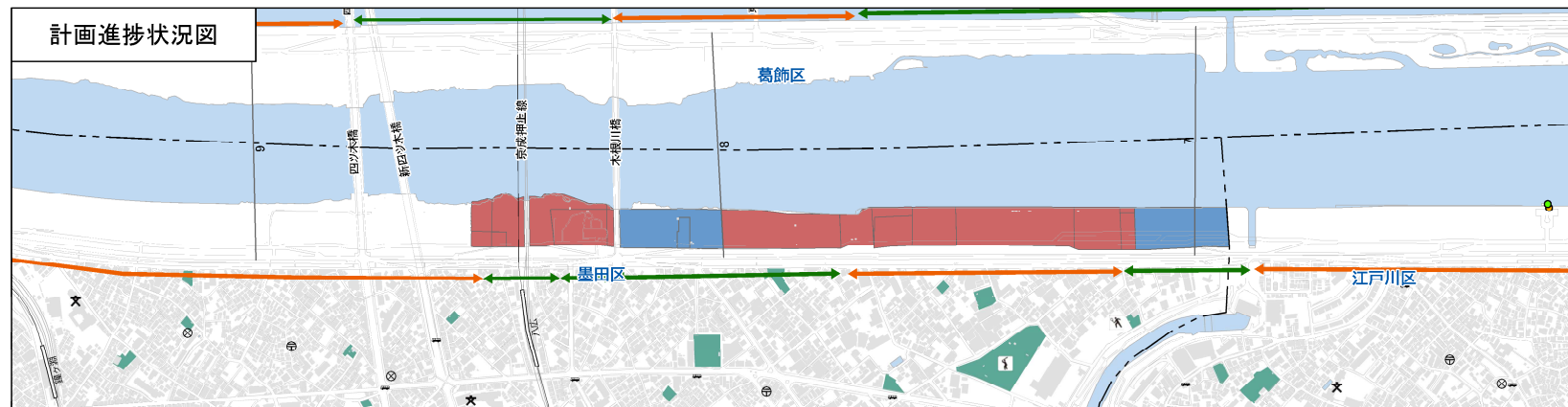
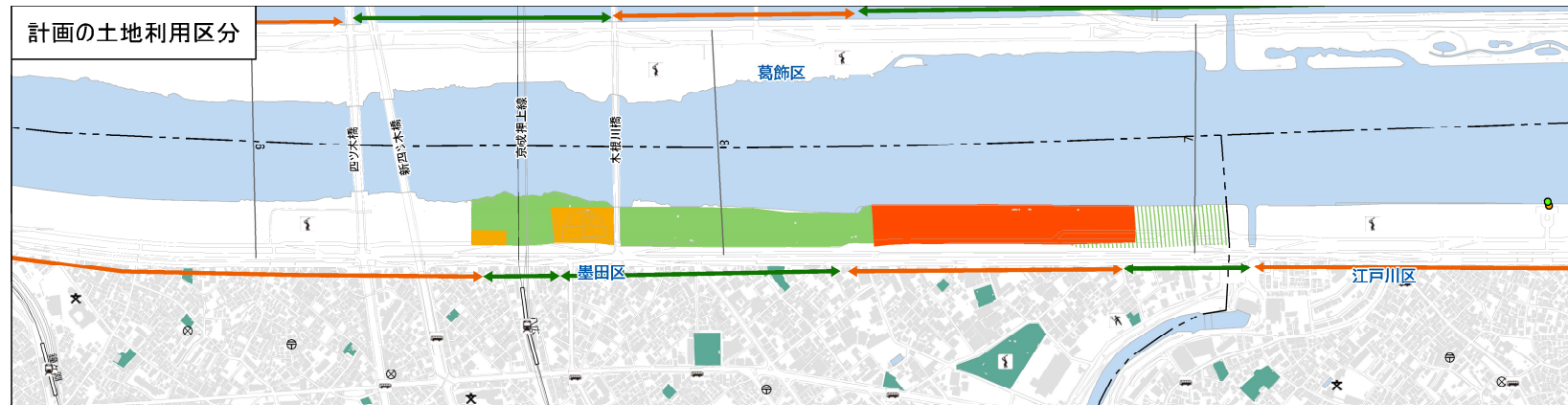


図 2-6 進捗状況図

(2) 墨田ブロック

1) ブロックの概況

- ・ 本ブロックは、区の北端に位置し、足立区との区境にある隅田水門より旧綾瀬川を経て隅田川と接しています。
- ・ 荒川へのアプローチは、堀切駅、鐘ヶ淵駅及び四ツ木橋からとなりますが、河川敷へは交通量の多い堤防上の道路を横断しなければなりません。
- ・ 堤内地の墨田地区は、木造住宅や小規模の工場が混在した住宅密集地で、準工業地域となっています。
- ・ 河川敷は、隅田水門より下流約 300m までの区間は、水際を中心にヨシ原が広がり、自然度の相対的に高い空間となっています。
- ・ 四ツ木橋より上流へ約 1,300m、下流へ約 250m までの約 1,550m の区間は、荒川四ツ木橋緑地をはじめとして、スポーツグラウンドとして利用されています。
- ・ 水際部は全域に狭いながらも干潟が連続し、ヨシ等の湿地性植物群落が見られます。

2) これまでの成果

- ・ これまでに墨田ブロックでは、河川敷利用のためサッカー場、野球場、競技場、トイレ、水飲み場、日除けの整備及び低木・灌木の植栽を進めてきました。
- ・ 防災の観点では、震災時に荒川を復旧資材や救援物資の輸送路として活用するため、堤防脇に緊急用河川敷道路を整備しました。普段は散歩やジョギング、サイクリングなどに活用されています。
- ・ 防災緊急情報ネットワークの整備の一環として、全エリアにわたって河川敷に光ファイバーを敷設し、平成 30 年度には墨田緊急用船着場を隅田水門の下流側に整備しました。
- ・ 堤防の整備では、耐震性向上及び緩傾斜化を行いました。



墨田ブロック付近の荒川（8.5k～12.0k）

3) 今後の取組課題

- ・ 荒川下流河川事務所による河川改修の計画があります。
- ・ 緊急用河川敷道路内を高速走行する自転車による事故が発生しています。荒川河川敷利用ルールを周知し、マナーや意識の向上を図っていきます。

4) ブロック別計画

<ブロックの目標・整備方針>

- ・ 隅田水門より下流約300m区間は自然保全地として多様性のある規模の大きい自然地を形成し、多様な生物の生息できる環境を保全します。
- ・ 四ツ木橋より上流約1,300m、下流約250mの区間は、スポーツグラウンドとして快適に楽しめるよう適切に維持管理していきます。

<ブロックの取組内容>

① 隅田水門下流自然保全エリア（隅田水門より下流300mの区間）

- ・ 自然保全地として多様な生物の生息できる環境を保全します。

② 京成電鉄押上線上流スポーツエリア

（四ツ木橋より上流へ約1,300m、下流へ約250mの区間）

- ・ 既存のスポーツ施設の利用度が高いエリアとなっており、スポーツ活動の拠点とした「京成電鉄押上線上流スポーツエリア」とします。

墨田ブロック

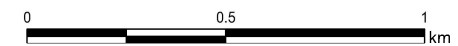
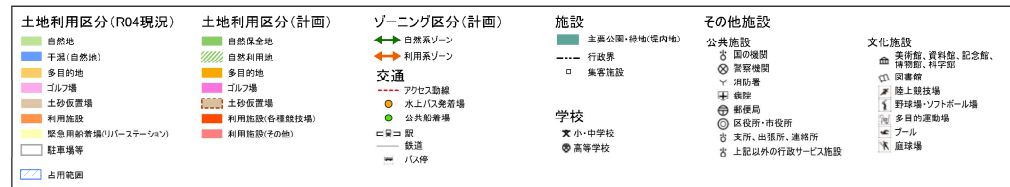
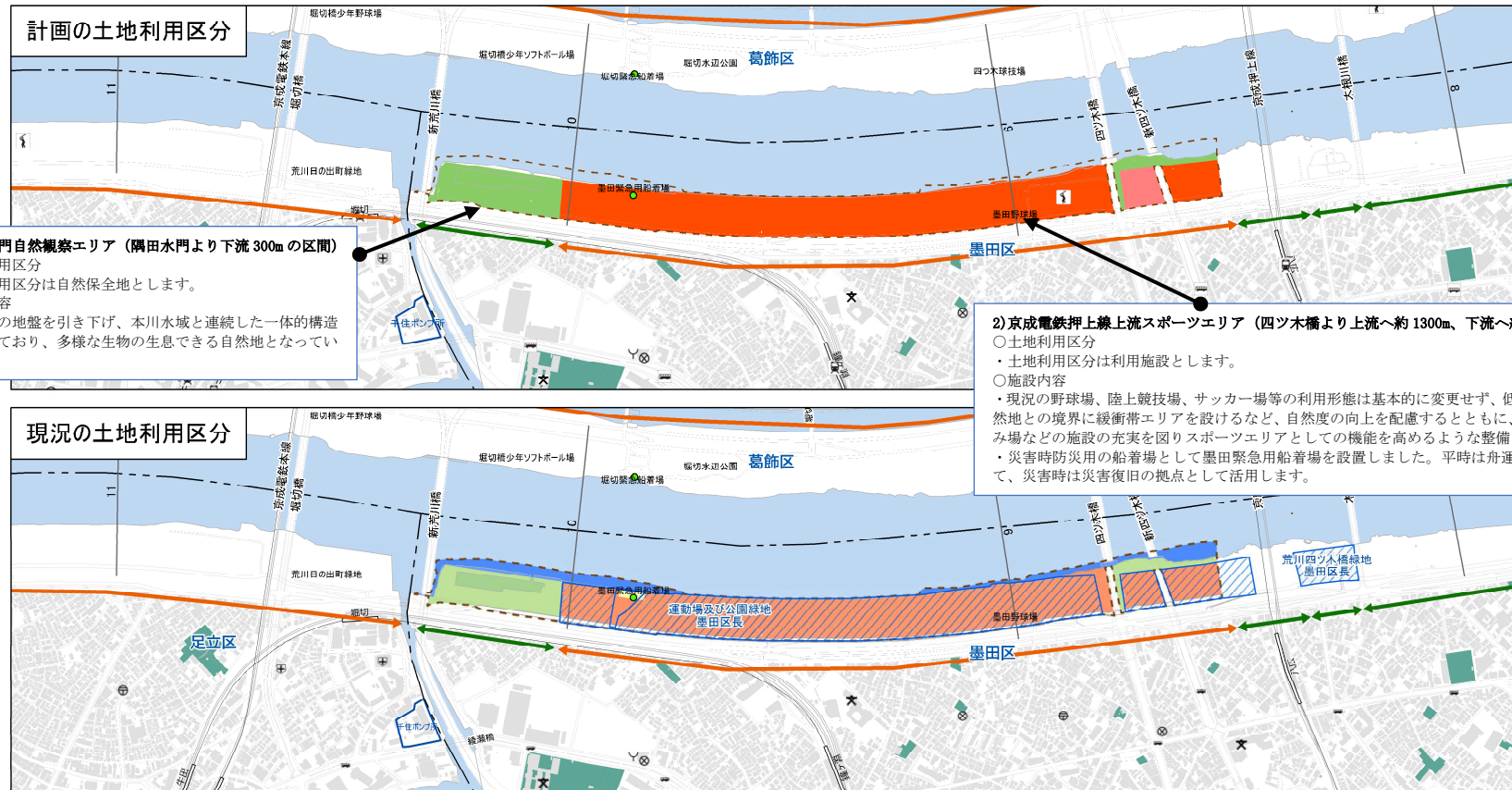


図 2-7 地区別計画の土地利用計画図

墨田ブロック

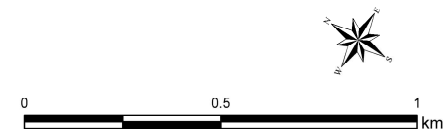
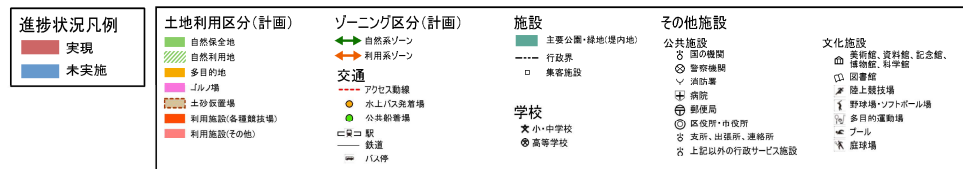
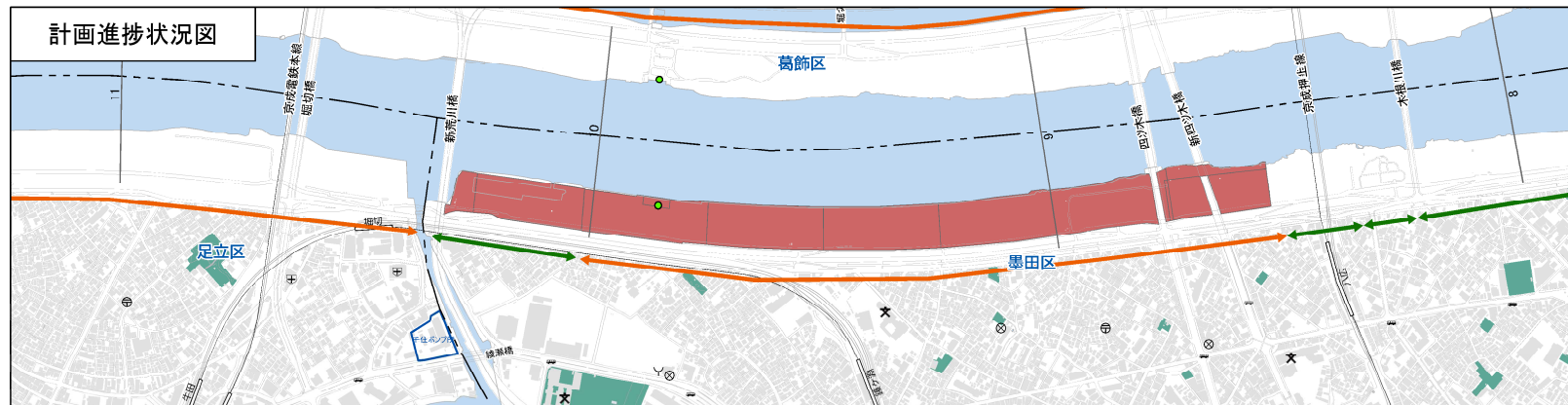
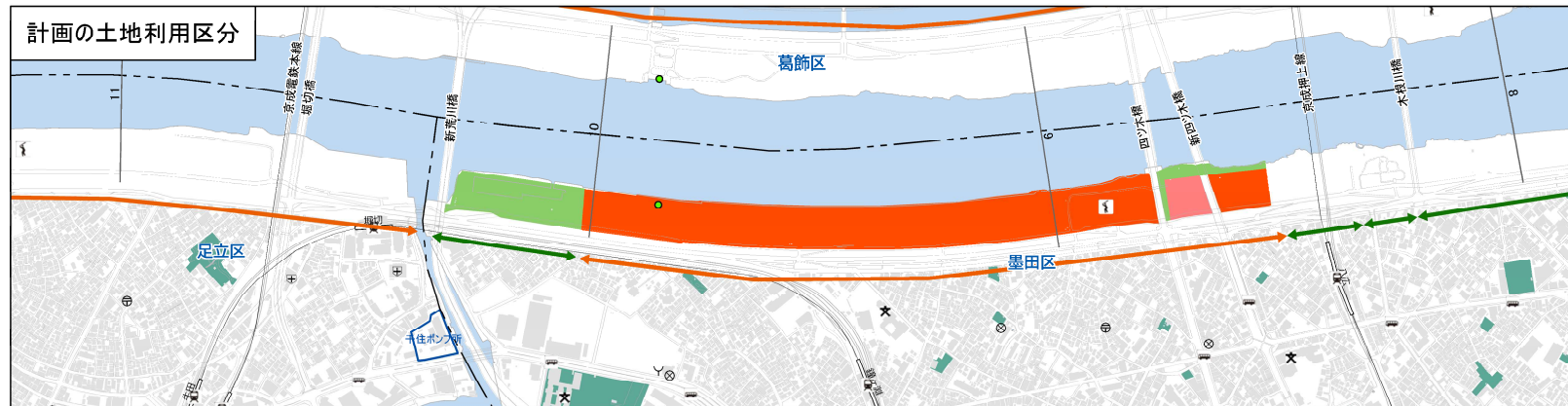


図 2-8 進捗状況図

3. 荒川の維持・管理の考え方

「荒川将来像計画」の実現を目指し、これまで沿川住民等と沿川自治体で協議を行い、各市区の荒川のあるべき姿が議論されてきました。

今後も引き続き沿川住民等、沿川自治体及び荒川下流河川事務所との協働による荒川将来像計画の推進がますます重要です。

以上を受け、第3章では、沿川住民等と沿川自治体や荒川下流河川事務所のなすべき役割分担を明らかにするとともに、今後、荒川をどのように維持・管理するかを明らかにします。

3.1. 基本的な考え方

3.1.1. 維持・管理の検討背景

地区別計画は、全体構想書や推進計画の方針に従い、沿川自治体ごとに概ね20～30年を目途とした具体的な実施計画を示したものです。

河川敷はグラウンド、緑地・公園などとして利用され、沿川住民に親しまれている場所や、自然地として動植物の貴重な生息・生育の場となっている場所も多く、今後はこれらの河川敷、水辺を利用、環境及び防災面などに配慮して適正に管理していくことが一層重要となります。

また、沿川住民や活動団体による住民活動の範囲は清掃活動や施設修繕、草刈り及び環境調査といった河川敷の保全・管理の分野にも広がり、主体的に実施されている事例も多い状況です。

一方で、住民活動の継続的な実施に向けては、ボランティアの高齢化と後継者が育たないことが課題として挙げられ、荒川を通じた環境学習による持続可能な社会に向けた人材づくりが重要です。

さらに、これからの川づくり計画は、単につくるためだけのものではなく、荒川を守り育てていく計画としても機能することが大切です。今後は、更に多様な方々に参画していただき、住民活動と行政の連携を深めて持続的に荒川を育てていくため、柔軟な社会対話に基づくパートナーシップ構築を目指し、沿川自治体や河川管理者だけでなく、荒川を利用する沿川住民、企業など、あらゆる関係者との協働により流域全体で荒川を守り育てる体制づくりを行っていくことが重要です。

3.1.2. 維持・管理上の課題

現在の荒川下流部の河川敷は、干潟、草地、池、水路などの湿地等の自然地と、グラウンド、緑地・公園などの利用地に大別されます。

自然地では、草や樹木の成長を自然に任せてきたこと、維持管理の方向性が示されていなかったこと等の理由から、維持管理が十分行き届いていない箇所があります。維持管理が十分行き届いていない自然地では、洪水時の漂着ごみの放置や不法居住、ごみの不法投棄等の問題が指摘され、河川敷における利用上の安全性、利活用への支障が問題となっています。

また、利用地としてのグラウンド、緑地・公園などでは、河川敷のマナーが守られず、ゴルフ練習や自転車の高速走行による歩行者との接触事故、ごみの不法投棄、ノーリードでの犬の散歩、糞の放置などの迷惑行為・危険行為等の増加が課題となっています。

3.1.3. 維持・管理の手法

沿川住民等に多種多様に使われている荒川を維持するには、「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」「維持管理水準を維持するために実施すべき対策」及び「快適な利用の提供」の3つの目的からの維持管理が必要です。

「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」としては、治水機能の確保のための基本データの収集を行うとともに、河川区域における利用や環境に係る変状の発見、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等の巡視・点検、モニタリング、出水後の河道の状況把握などが必要となります。

「維持管理水準を維持するために実施すべき対策」としては、除草等の維持管理作業をはじめ、維持管理目標を達成するために実施すべき対策、河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応が必要となります。

「快適な利用の提供」としては、河川利用者の安全確保点検等の河川区域における利用や環境に係る変状の発見や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などが必要となります。

3.2. 行政と沿川住民等の役割

沿川住民等と行政が連携した管理を推進するためには、管理者と住民活動の役割分担を明確化し、沿川住民等が取り組む活動を継続的かつ効果的・効率的に進めることができる「住民活動と行政の連携の仕組みづくり」を構築することが必要となります。

このため荒川下流河川事務所は河川管理者として、荒川下流部全体を見渡した視点から治水安全性の確保、利水及び河川環境の保全のための取組を行います。

沿川自治体は河川敷を利用する沿川住民等への行政サービスやまちづくりの一環としての視点から、占用地を中心に取組を行います。

沿川住民は公共空間である荒川河川敷において、ごみを捨てない、利用マナーを守るという適切な利用に努めることが基本になります。

3.2.1. 河川管理者（荒川下流河川事務所）が行う維持管理

河川管理者（荒川下流河川事務所）は、荒川の下流部において、災害に対する安全安心を確保し、自然豊かな水辺空間の再生と適正な河川利用を推進するため、以下の維持管理の取組を行っていきます。

「河川の現状把握」のための対策としては、測量、河道状況の把握、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等のパトロール、モニタリング及び出水後の河道の状況把握などを行います。

「維持管理水準の確保」のための対策としては、堤防の草刈り等の維持管理作業をはじめ、河川構造物・施設等の修繕などを行っていきます。

「快適な利用の提供」としては、護岸、坂路、散策路などの施設に対する安全確保点検や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などを図ります。

また、荒川や荒川知水資料館等の施設や水辺の楽校（がっこう）を治水、防災、まちづくり、自然体験等の教育の場として活用し、持続可能な社会の人材づくりを進めます。具体的には、小・中・高等学校の防災教育や、大学等の研究活動などと連携を深めていきます。

3.2.2. 沿川自治体が行う維持管理

沿川自治体は、荒川の河川敷の占用区域の維持管理を担当しています。占用区域の用途としては大別して公園（自然地含む）とグラウンド部分の2つからなり、各々について以下のような維持管理をしていきます。

公園（自然地含む）については、ごみの清掃、除草やヨシの刈り取り、花壇管理及びベンチなどの施設の修繕を行います。

樹木については、剪定や健全度調査をするなど、ある程度人の手を入れた維持管理をしていきます。

グラウンド部分については、芝刈りやトイレ、ごみ等の清掃を行い、適切に維持管理をしていきます。

3.2.3. 沿川住民等が行う維持管理

沿川住民が行う維持管理としては、通常時における節度のある利用（ごみは捨てない、マナーを守った利用）による適切な管理が期待されます。

また、ボランティアや団体活動の取組としては、動植物調査等による情報提供、外来種の駆除、クリーン活動、川の通信簿の実施及び不法行為の監視などの河川の状況を把握するための調査・巡視・定期点検や河川の維持管理水準を維持するために必要な活動、ワンド・生物の生息空間等の管理や自然観察会等の実施などの河川敷を活用した快適な利用の促進が期待されます。

これらの維持管理を持続的に実施していくうえでは、人材と活動費用を集める仕組みづくりも重要であると考えます。

沿川住民がこれらの活動に参加いただくためには、河川管理者と活動団体、荒川水辺サポーター等をつなぎ、HP等で活動状況の発信等を行うことで、参加者がより参加しやすい環境を作っていきます。

維持管理や活動の資金の調達のためには、ESG投資のように持続可能な環境のための活動等に対して寄付や資金提供いただくことが考えられます。

このような民間資金を活用した住民活動、環境保全、維持管理も見据えて、引き続き検討していきます。

3.2.4. 協働で行う維持管理

荒川の良好な河川空間を維持管理することは荒川下流河川事務所、墨田区、沿川住民等それぞれが単独では行うことができません。役割分担を明確にし、それぞれの役割を果たすとともに、連携し協働した維持管理をしていくことが必要となります。

荒川下流河川事務所、墨田区及び沿川住民等の役割分担の例を以下に示します。

表 3-1 維持管理の役割分担（例）

管理の手法 ※治水のための管理項目	管理の主体		
	荒川下流 河川事務所	沿川自治体	沿川住民等
河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等			
○基本データ収集（測量）			
縦横断測量、平面測量（航空写真測量）、斜め写真撮影※	○		
○基本データ収集（河道状況把握）			
生き物の情報収集（鳥類の繁殖場調査、魚類・植物・両生類・爬虫類・哺乳類・陸上昆虫類調査、河川環境情報図の更新）	○	○	○
河川空間利用実態調査	○		
河川空間評価「川の通信簿」（国交省事業）の実施	○		○
外来種対策	○	○	○
水面利用の監視※	○		
○基本データ収集（水文調査）			
水位・水質観測※	○		
○河川区域等における不法行為の発見			
不法行為・不法占用・不法工作物の監視※	○	○	
○日常的な河道・堤防等の巡視・点検・モニタリング			
日常的な河川巡視、堤防・護岸等の変状箇所における継続的モニタリング※	○		○
維持管理水準を維持するために実施すべき対策			
○河川敷の清掃管理（占用範囲外は荒川下流河川事務所、占用範囲内は自治体が管理）			
クリーンエイドの実施、ごみ・廃棄物の投棄監視、種類の集計	○	○	○
河川区域内の占用施設のごみ処理、トイレ・運動場等の清掃		○	○
○河川敷の植物管理（占用範囲外は荒川下流河川事務所、占用範囲内は自治体が管理）			
高水敷の占用施設の除草・大規模な機械除草、除草後の集草		○	
池・ワンド・ビオトープ、園地等の植物管理		○	○
○河川敷の施設管理（占用範囲外は荒川下流河川事務所、占用範囲内は自治体が管理）			
トイレ、遊具、ベンチ、安全柵、看板、園路、運動施設等の施設点検・修繕		○	
遊具の安全管理		○	
バリアフリー対策の実施	○	○	○
連携による池・ワンド・ビオトープ、園地の管理（植物管理）	○	○	○
○維持管理目標を満足するために実施すべき対策			
河川構造物の修繕※	○		
○河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応			
住民（水防団）、自治体、国と連携した出水前・出水時の対応※	○	○	○
濁水時・水質事故時の対応※	○		
地震時の対応（緊急用河川敷道路、緊急用船着場の運用実施内容・方法、河川敷に避難した住民対応、津波情報発令時の河川管理者対応）	○	○	
その他（火災、テロ等の発生後、情報提供後の対応）	○	○	○
快適な利用の提供			
○河川利用施設及び許可工作物の維持の確認			
河川利用者の安全確保点検（護岸、坂路、散策路、手すり、天端道路）	○	○	
○河川区域等における快適な利用			
利用情報（意向調査、苦情・要望、モニター等）の収集・提供	○	○	○
イベント、プログラムの実施（荒川の自然を使った工芸作品づくり、水辺の楽校等での自然観察会等）	○	○	○
防災施設の平常時利用（リバーステーション、緊急用河川敷道路等の活用）	○	○	○
大学と連携した調査・研究		○	
維持管理のための活動支援（用具提供など）	○	○	○
維持管理のための仕組みづくり（組織・制度など）	○	○	○
○利用指導			
荒川下流河川敷利用ルールの適正運用、周知	○	○	○

3.3. 河川敷の占用状況

墨田区の占用状況は図 3-1、図 3-2 のとおりです。占用区間については、前項の「3.2 行政と沿川住民等の役割」を踏まえ、図 3-3 に示す維持管理のイメージに沿って維持・管理を行います。

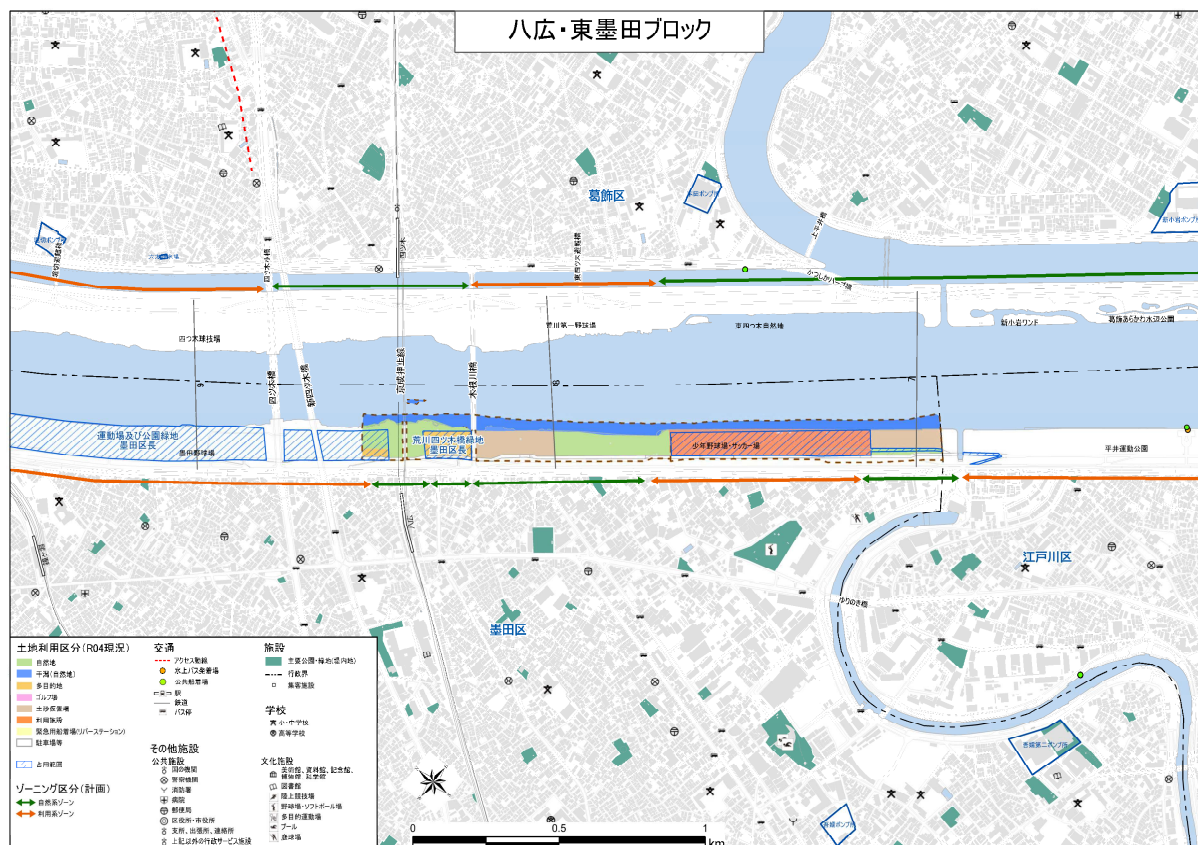


図 3-1 占用状況図（八広・東墨田ブロック）

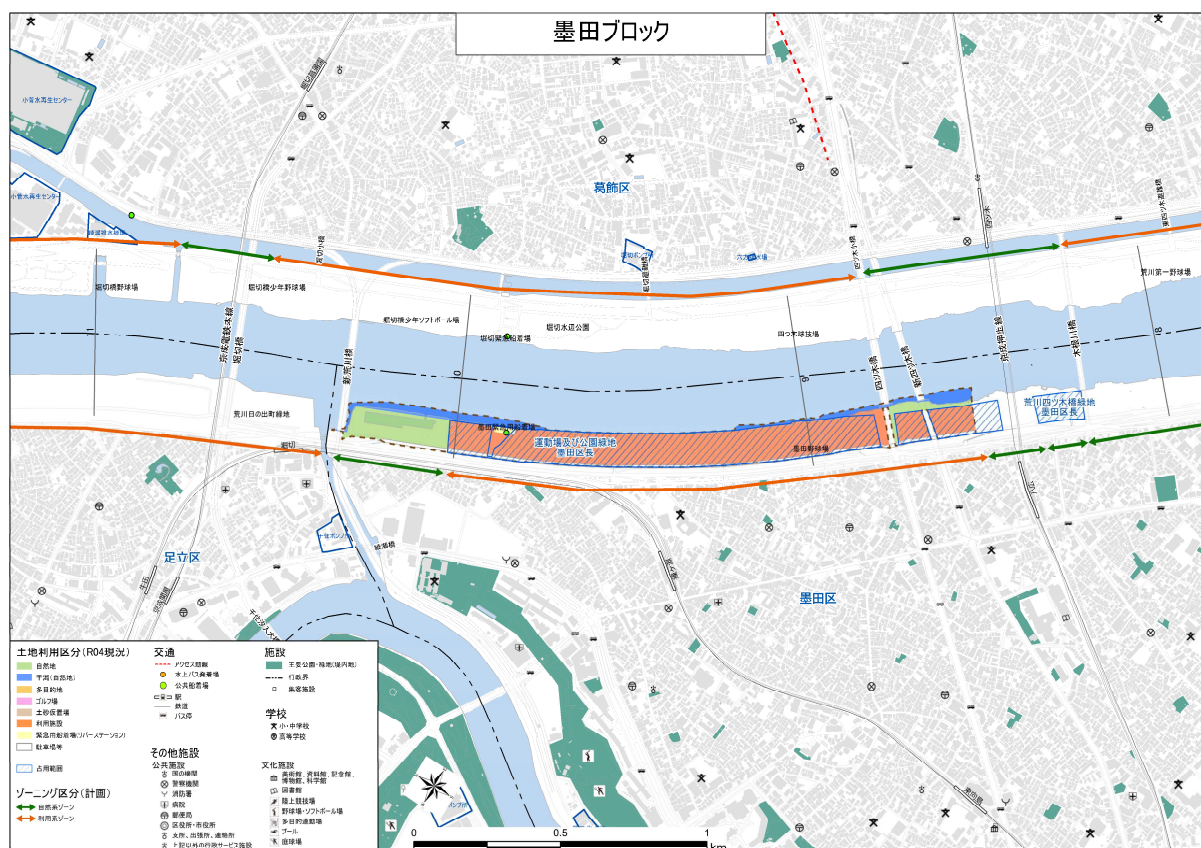


図 3-2 占用状況図 (墨田ブロック)

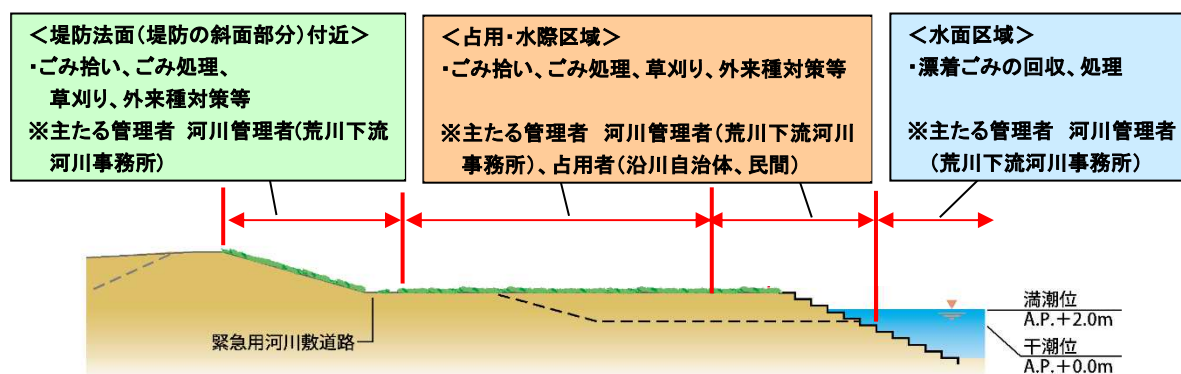


図 3-3 河川敷における維持管理のイメージ

3. 4. 沿川住民等が自らできる川づくり支援の仕組み

荒川では様々な沿川住民等による河川敷の管理への参加が拡大しており、今後はボランティアをはじめ荒川を利用する沿川住民の方々との協働により、荒川を守り育てることが重要となっています。

このため行政と沿川住民等の連携のもと、将来にわたり継続的・発展的に荒川の維持管理を進められる住民活動への支援を推進する必要があります。

墨田区では自らできる川づくり支援のメニューを表 3-2 のとおりとし、荒川下流河川事務所と共に取り組んでいきます。

表 3-2 沿川住民等が自らできる川づくり支援の取組内容

No.	取組	内容	担当部署
1	市民活動の場の提供	知水資料館の 3 階を開放して、活動の場を提供している。	荒川下流河川事務所 墨田区
2	ボランティア保険の設置	区民が清掃等を行う際に発生した事故に対処するための保険制度を設けている。	墨田区
3	生涯学習センター内における活動団体の紹介	情報コーナーを設け、情報登録を行っているボランティア団体等を紹介している。	墨田区
4	ボランティアシールの交付	清掃等のボランティア活動を行う際に出る廃棄物について、処理手数料が無料となるボランティアシールを交付する。	墨田区
5	公園等ボランティア登録制度	ボランティア登録をした者に対し、墨田区が用具の提供等のボランティア活動に必要な協力をする。	墨田区

4. 地区別計画の実施

地区別計画は、各地区における概ね 20～30 年後の姿を示しています。今後はその実現に向け、着実な推進をしていくことが必要です。推進にあたっては、計画の着実な実行、社会情勢の変化に伴う新たな対応や課題解決のための計画の見直し・改善などにより、計画について再確認しつつ活動につなげていく体制づくりが大切です。

以上を受け第 4 章では、今後も地域と共に地区別計画を推進していける仕組み、計画変更プロセス及びフォローアップ方法を示します。

4.1. 推進の仕組み

地区別計画はこれまで、沿川住民等との議論を踏まえて、「荒川の将来を考える協議会」によって計画の策定・推進を図ってきました。

計画の更なる推進に向けては、今後も地域との協働により地区別計画の取組を推進していくことが重要です。このため、「荒川の将来を考える協議会」において、計画のフォローアップシステムとしての PDCA サイクルを導入し、計画を確認し、議論を重ねながら活動を実施していきます。

計画の推進体制は、地区別計画の策定主体である沿川自治体と河川管理者だけでなく、「沿川住民・活動団体等」と「行政」が連携・協働のうえで整備や維持管理を実施していきます。

4.2. 地区別計画の周知

地区別計画を沿川住民等と行政の連携・協働のもと推進するためには、本計画を沿川住民等に広く周知していく必要があります。このため、荒川下流河川事務所・沿川自治体 HP への掲載による計画の周知・広報を推進します。

4.3. 地区別計画のフォローアップ

地区別計画では、計画の進捗状況等を経年的に把握し、課題が見られた場合等に迅速に対応することを目的に、計画のフォローアップを実施します。

4.4. 地区別計画の変更プロセス

フォローアップ等を踏まえ、将来像計画の理念・川づくりの考え方等について乖離が見られると判断された場合、社会情勢の変化に対応する場合、新たなニーズや課題等が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを検討します。

● お問い合わせ

荒川の将来を考える協議会 事務局

墨田区 都市整備部 都市整備課

TEL : 03-5608-6294

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 流域治水課

TEL : 03-3902-2311

荒川下流河川事務所ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/arage/index.html>
